第22期第7回海区漁業調整委員会議事録

1 日時・場所

令和4年3月18日(金)午後1時30分~午後3時00分 秋田県庁 議会棟2階「特別会議室」

2 出席者

委員(定数10名)

加藤 和夫、船木 律、三浦 清(途中退席)、齊藤 一成、腰山 公正、鎌田 誠喜、工藤 義彦、伊藤 公男、杉本 勇助、大竹 敦

事務局・秋田県

事務局長 (水産漁港課長):大山 泰

事務局 : 斎藤 和敬、橋本 羊子、保坂 芽衣、松井 崇人

農林水産部水産漁港課 : 目黒 智子、山田 美沙登、小松 康宏

(調整・振興班) : 三浦 信昭、福田 姫子

3 議事事項

- (1) 第8次栽培漁業基本計画について(諮問)
- (2) くろまぐろに関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について (諮問)
- (3) 秋田県資源管理指針の変更について(協議)
- (4) 日本海・九州西広域漁業調整委員会の概要について(報告)
- (5) 令和3年秋田海区漁業調整委員会指示第4号(たも網等による沿岸ハタハタの採捕制限)にかかる巡回指導結果について(報告)
- (6) その他
 - ① 新秋田元気創造プラン(案)と令和4年度水産関係事業について
 - ② 秋田県沖洋上風力発電設置にかかる経過状況等について
 - ③ その他

4 開会・あいさつ

○事務局(斎藤)

ただ今より、第22期第7回秋田海区漁業調整委員会を開会いたします。本日は全員出席で、秋田海区漁業調整委員会規程第6条に基づき、本委員会が成立することを報告させていただきます。

それでは、はじめに加藤会長からご挨拶をお願いします。

○加藤会長

全員ご出席いただきましてありがとうございます。東日本大震災から11年が経ちましたが、一昨日の深夜にも宮城・福島で地震があり、かなり被害が大きかったと聞いてい

ます。来年は、日本海中部地震から40年の節目となります。防災対策を高めて、もしも の時にしっかり備えておきましょう。

今日は彼岸の入りですね。天気予報によれば、彼岸中は荒れ模様ですが、彼岸が明けると穏やかな春になりそうです。福岡では桜が開花したようで、今後も次々と全国で咲き始めることでしょう。来月の今頃には、秋田でも咲いているでしょうか。

本日は今年度最後の委員会です。委員会のメンバーが替わり、一年が経とうとしています。新しく委員になられた方も、一年間の流れをつかめたのではないかと思いますので、遠慮なさらず、積極的に発言していただければと思います。本日も円滑な議事進行へのご協力をよろしくお願いします。

○事務局(斎藤)

ありがとうございました。

5 資料確認

(事務局が資料確認)

6 議事録署名委員選任

○議長

それでは議事に入る前に、議事録署名委員を指名いたします。今回は腰山委員と鎌田 委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○腰山委員、鎌田委員

はい。

7 議事

議題1:第8次栽培漁業基本計画について(諮問)

○議長

それでは議事に入ります。議題1について事務局より説明願います。

○事務局(山田)

第8次栽培漁業基本計画についての諮問です。 (諮問文音読)

本日、担当者である水産漁港課調整・振興班の福田主任が出席していますので、福田 主任から説明していただきます。よろしくお願いします。

○福田主任

栽培漁業基本計画の作成を担当しております、水産漁港課調整・振興班の福田と申します。第7次栽培漁業基本計画が今年度で最終年度を迎えるにあたり、県では現在、第8次栽培漁業基本計画の作成を行っております。本日は、第7次計画から第8次計画への変更点を中心に、第8次計画案の概要を説明させていただきます。

始めに、趣旨についてご説明いたします。「第8次栽培漁業基本計画について」をご覧ください。栽培漁業基本計画は、沿岸漁場整備開発法において定められており、この法において、「都道府県は、その区域に属する水面における沿岸漁場の生産力の増進に資するため、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、政令で定めるところにより、水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画を定めることができ

る。」とされております。この基本計画を栽培漁業基本計画と呼んでおります。

また、同法において、農林水産大臣は基本方針を定めなければならず、県の基本計画は、国の基本方針と調和するものでなければならないとされております。また、定めた基本計画は、公表に努めなければならないとも規定されております。なお、現在国では第8次基本方針の策定作業中で、令和4年6月の公表を予定しております。本県の第8次計画案は、国の基本方針の素案の内容との調和を図っております。

この目的については、近年の種苗生産技術や放流技術の進展によって、栽培漁業が成果を上げている状況を踏まえて、栽培漁業に関する中・長期的な枠組みを構築して、新たな展開を図ることとなっております。なお、沿岸漁場整備開発法施行令では、概ね5年を一期とすることとしていることから、第8次計画は令和4年度を基準年度とし、令和8年度を目標年度として策定いたします。趣旨については以上です。

続いて、経緯並びに策定のスケジュールについてご説明します。基本計画については、昭和58年に第1次計画が公表されて以来、概ね5年ごとに更新を行い、現在は平成27年度に公表されました、第7次計画に基づいて栽培漁業に取り組んでいるところです。

第8次計画の策定にあたっては、令和元年度から2年度にかけて、関係機関とワーキンググループ形式により栽培漁業のあり方を検討しました。その後、令和3年11~12月に漁業者等との意見交換会を開催し、最近の漁業の状況や栽培対象種等についての意見を収集しました。これらを基に、水産漁港課、水産振興センター、栽培漁業協会と検討を重ね、令和4年2月に素案を作成しました。

続いて、沿海市町や漁協へ、本来であれば計画素案について直接ご説明すべきところでしたが、コロナ禍という状況を踏まえまして、書面にて素案に対する意見を照会し、いただいたご意見について課内で検討を行い、本日の資料としてお示ししている計画(案)を作成しました。現在、港湾管理者・海上保安庁等の関係機関と協議中であり、今後は県水産振興協議会で報告させていただいた上で、4月の公表を予定しております。続きまして、第8次栽培漁業基本計画の(案)について、第8次計画の概要と第7次計画からの変更点をご説明いたします。資料1-2が第8次計画と第7次計画の対比表になっておりますので、こちらも併せてご覧ください。

計画案の1ページをご覧ください。こちらは計画のまえがきになりますが、国の基本方針案や本県の水産業の現状等を踏まえ、内容を修正しております。内容については今後の説明と重複しますので割愛させていただきますが、一点だけご説明いたします。第7次計画では、養殖業についても、水産動植物の飼育を行う上で共通点が多いこと等から、栽培漁業に包括して取り扱うこととし、第8次計画でも同様に扱うこととしております。一方、第7次計画では新たに内水面にも範囲を広げて取り扱うこととしておりましたが、内水面については令和4年度に「秋田県内水面漁業振興計画」を策定する予定となっていることから、そちらで振興策等について記載したいと考えており、第8次計画では内水面については取り扱わないこととし、記載も削除しております。

続いて、第1 水産動植物の種苗の生産及び放流並びに水産動植物の育成に関する指針についてです。第8次計画の指針としましては、「必要に応じて対象種の重点化・絞り込みを行うとともに、水産資源の維持・回復を図るため、漁獲管理及び水産基盤整備等と一体的な取組を推進する」「水域、時期、サイズ、数量等を勘案した適切な放流に

努める」「漁業者の所得向上及び安定化を図るため、本県の海域特性に適応した養殖業を推進する」「広域種については、関係する都道府県間で連携しながら推進のあり方を協議し、地先種については、適切な費用負担を検討し栽培漁業の持続的な実施体制の確立に努める」「県民に対して栽培事業の公益性を広く普及し、深い理解を得るように努める」というような内容になっております。

国の基本方針とは、漁獲管理との一体的な取組、関係する都道府県との広域連携等といった内容において、調和が図られております。

続いて、第2 種苗の生産及び放流又はその育成を推進することが適当な水産動植物の種類についてです。第8次計画では、近年需要が増加しているアカモクを新たに選定するとともに、内水面魚種であるアユと、近年漁獲量が低迷し放流効果把握が難しいガザミを除外しております。また、エゾアワビについては、一般的な表現とするために「アワビ」と表記を改めております。

続いて、第3 水産動植物の種類ごとの種苗の放流数量の目標についてです。これまでの種苗生産試験や近年の漁獲状況を踏まえ、トラフグの放流目標数を10万尾から7万尾に、キジハタの放流目標数を5万尾から1万尾、サイズを50mmから60mmにそれぞれ変更しております。

第4 放流効果実証事業に関する事項についてです。これまでマダイ、ヒラメについては、秋田県栽培漁業協会が放流効果実証事業を行っておりましたが、長年の事業実施により混入率や回収率などの放流効果調査の結果が明らかになっていること等から、令和4年度からは事業化し、受益者負担による種苗放流へ移行することとします。第8次計画では、放流効果実証事業の対象とすべき動植物がないため、本事業を実施しないこととします。

次に、特定水産動物育成事業に関する事項についてです。本事業は、現在実施している団体がないこと、また今後実施する予定もないことから、第8次計画では本項目を削除しております。

続いて、第5 水産動植物の種苗の生産及び放流並び水産動植物の育成に関する技術の開発に関する事項です。対象種の選定・除外に合わせて項目を加除するとともに、

(2)解決すべき技術開発上の問題点については現状に合わせて変更しております。また、技術水準の到達すべき段階については、第7次計画でA~Iとして分類されていた技術段階を整理し、わかりやすいように簡素化しております。

最後に、第6及び第7の事項については、放流後の追跡調査による効果の確認や、関係機関との連携強化等に関する記載をしておりますが、国の基本方針との調和を図りながら、文言の修正を行っております。第8次栽培漁業基本計画の概要については以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの説明について、ご意見・ご質問はございますか。

○委員

(発言なし)

○議長

県内ではサーモン養殖等の取組も始まっていますが、このことは計画に記載しないの

でしょうか。

また、キジハタについて、あまりなじみがない魚だと思うのですが、現在の資源量は どのくらいでしょうか。放流尾数を減らすのはなぜでしょうか。

○福田主任

今回の栽培漁業基本計画では、県内で種苗生産・放流できるような体制が整っている 魚種について記載しております。岩館のサーモン養殖については、県でも漁業者や漁協 と一緒に推進していく方向ですが、この種苗は県外から移入しているものですので、本 計画には記載しておりません。しかし、県としては、養殖業の推進ということで、栽培 とは別の事業で進めていきたいと考えているところです。

キジハタの漁獲量は年間300~400kg程度です。漁業者からは、最近は見かける機会が増えているという話も聞いています。現時点では具体的な資源量の調査はできておりませんが、秋田の海で増えつつあると考えられます。放流尾数については、キジハタは種苗生産が難しい魚種であり、毎年担当者の技術を動員し、他県の状況も聞きながら取り組んでいるところですが、なかなか目標に達することができないということが第七次計画の期間中にわかってきました。現状の水槽の容量や、これまでの試験結果の生残率等を勘案し、目標を下げることとしました。

○議長

知名度は上がってきているのですか。

○福田主任

はい。キジハタは単価が高く、漁業者からは高単価魚種の放流を進めてほしいという 声があり、今後も引き続き種苗生産試験を進めていきたいと考えております。

○議長

秋田県では始めたばかりで技術が足りないとのことですが、全国的に見て、他にも種苗生産に取り組んでいる県はあるのでしょうか。あるとしたら、そのようなところと協力して技術を確立させる方法もあると思います。

○福田主任

全国的には、西日本で技術が進んでおり、特に山口県が先進県として挙げられます。 山口県の種苗生産担当者を男鹿の種苗生産施設に招いて、技術的助言を受けたこともあります。また、毎年開催される全国会議では、担当者同士で情報交換をしております。

○議長

他に何かありませんか。

○工藤委員

キジハタは最近よく網にかかるのを見るようになったが、秋田県沖で獲れるばかりではなく、隣県でも獲れているよう。秋田で放流した種苗が隣県まで行っているのかもしれない。魚体が大きいものは高く売れるので、大きい個体が増えてほしい。

○福田主任

放流した種苗が隣県に行ってしまうということについて、山口県の調査では、高確率で地先に残るという結果が出ております。マダイやヒラメ等の広域的に回遊する魚種に比べると、キジハタは地先に残りやすい魚種であると考えます。

魚体の大きさについては、800gを超えると値段が付きやすいという話も聞いておりま

す。大型魚を残すためには資源管理も重要ですので、小型魚を保護する取組も必要になると思われます。

○議長

放流は何か所で行っているのですか。

○福田主任

今は試験放流の段階で、男鹿の1か所のみで行っています。

○議長

何か目印を付けて放流しているのですか。

○福田主任

ヒレをカットしています。

○議長

ヒレをカットした個体を放流していることは、県内の漁業関係者に知らせているので すか。

○福田主任

まだ初期の試験段階のため、広くはお知らせしておりませんが、一緒に放流を行っている男鹿の漁協等には概要を説明しています。

○議長

他に何かご意見・ご質問はありませんか。

○委員

(特になし)

○議長

なければ、この計画の内容で進めることとしてよろしいでしょうか。

○委員

(「はい。」の声あり)

○議長

それでは、事務局から答申案をお願いします。

○事務局(山田)

(答申案配付後、音読)

○議長

ただいまの答申案でよろしいでしょうか。

○委員

(「はい。」の声あり)

○議長

答申案が承認されましたので、事務局で手続きをお願いします。

議題2:くろまぐろに関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について (諮問)

○議長

議題2について、事務局から説明願います。

○事務局(保坂)

くろまぐろの令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の変更についての諮問です。 (諮問文音読)

前回の委員会で、令和3管理年度漁獲可能量を変更した際、さらに、大型魚の1.5トンを京都府に譲渡する見込みであることを報告しておりました。今回は、この譲渡に伴う知事管理漁獲可能量の変更です。告示案をご覧ください。今回は、大型魚のみの変更で、くろまぐろ(大型魚)19.4トンから、1.5トン譲渡しましたので、17.9トンに変更します。変更後の知事管理区分に配分する数量は、定置網漁業は0.5トン、漁船漁業は17.3トンとします。漁船漁業の数量が増えていますが、これは、県留保分2.9トンのうち、0.4トンを定置網漁業に、2.4トンを漁船漁業に配分したことによります。

これにより今後漁獲可能な残りの枠は、大型魚2.9トンとなります。このまま消化せずに残した場合でも、2.8トンは来期に繰越しできます。また、消化率も80%を超えることになりますので、消化率メリット措置として、来期の追加配分が期待できます。

追加配分については、5月頃に通知がある見込みです。追加配分による漁獲可能量の変更手続きが必要ですので、本委員会に諮問させていただきます。

説明は以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの説明について、ご意見はありますか。

○委員

(「ありません。」の声あり)

○議長

それでは、事務局から答申案をお願いします。

○事務局(保坂)

(答申案配付後、音読)

○議長

ただいまの答申案でよろしいでしょうか。

○委員

(「はい。」の声あり)

○議長

答申案が承認されましたので、事務局で手続きをお願いします。

議題3:秋田県資源管理指針の変更について(協議)

○議長

議題3について、事務局から説明をお願いします。

○事務局(保坂)

秋田県資源管理指針の一部改正についての協議です。 (協議文音読)

はじめに、資源管理指針について説明します。資源管理指針は、平成23年度に開始された資源管理・漁業収入安定対策制度の枠組みの中で策定されました。この制度に参加して計画的な休漁や操業期間の制限などの自主的な資源管理措置を実施した漁業者については、一定以上の減収が生じた際に、漁業共済や積立金の払い戻しにより減収が補填

されるとともに、国から共済掛金や積立金に対する助成を受けられる仕組みとなっています。漁業者がこの制度に参加するためには、あらかじめ資源管理措置を定めた資源管理計画を作成する必要がありますが、この資源管理計画は、国や県が定めた資源管理指針の内容に沿ったものではなければならないとされています。この資源管理指針に基づいて、漁業者による自主的な資源管理の取組を定める資源管理計画が作成されております。令和2年度末までに、本県ではハタハタは定置網漁業等で、35の計画が作成されています。

最近では、新型コロナや燃油高騰の中、漁業共済に加入したいという漁業者が増えていると聞いています。また、国の補助事業等においても、資源管理に取り組む漁業者に対しての支援制度が増えており、資源管理計画等への参加が要件となっています。

このような中で、これまで、県の資源管理指針に定めていなかった魚種等を追加し、 より多くの漁業者が計画的に資源管理に取組み、必要な支援を受けられるよう、資源管 理指針を変更するものです。

秋田県資源管理指針の内容を変更する場合は、資源管理指針・資源管理計画要領に基づき、海区漁業調整委員会への付議を経て、水産庁への協議する必要があり、今回本委員会にて協議させていただきます。前置きが長くなりましたが、変更した内容について説明します。

変更理由書をご覧ください。変更点は、漁獲量、漁獲割合等の数値の更新、それに合わせた内容の加筆・修正を行いました。第2の段魚種別資源管理の1. ハタハタについては、昨年のハタハタ資源対策協議会で、漁獲努力量管理を行うこととなったため、協議会で位置づけられた管理措置は、漁獲量制限と同等の自主的管理措置を取り扱うことを追記しています。6. ベニズワイガニは、今回新たに資源管理に取り組む必要があることから、新設しております。

令和2年12月の改正漁業法の施行に伴い、漁業者による自主的な資源管理の制度の枠組が、現在の県資源管理指針に基づく資源管理計画から、秋田県資源管理方針に基づく資源管理協定に令和5年度末までに順次移行することになっておりますので、関係する漁業者の理解と協力を得ながら対応していくこととしております。

なお、本日の変更案につきましては、水産庁と事前協議を行い、了解を得ているところですが、本委員会でご審議いただいた改正案を水産庁に送って正式に協議する手続きがあり、この過程で、語句の修正等が生じる場合もございますので、あらかじめご了承お願いいたします。説明は以上です。

○議長

ただいまの説明について、ご質問がありましたらお願いします。

○大竹委員

ベニズワイガニを加えた理由を教えてください。

○事務局(保坂)

ベニズワイガニは今後TAC魚種に追加される予定であり、県としても具体的な資源 管理に取り組む必要があると考えたためです。

○議長

他に何かありますか。

○委員

(「ありません。」の声あり)

○議長

それでは、事務局から回答案をお願いします。

○事務局(保坂)

(回答案配付後、音読)

○議長

ただいまの回答案でよろしいでしょうか。

○委員

(「はい。」の声あり)

○議長

回答案が承認されましたので、事務局で手続きをお願いします。

議題4:日本海・九州西広域漁業調整委員会の概要について(報告)

○議長

議題4について、事務局から説明をお願いします。

○事務局(保坂)

今年度4回目となる日本海・九州西広域漁業調整委員会が3月7日にウェブ会議で行われ、道府県互選委員として、大竹委員に出席いただきました。

本委員会は、クロマグロなど、広域的な資源管理に関する事項について協議調整が行われるものです。議題等については、次第をご覧ください。 (1) 太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示と (5) その他①令和4年度資源管理関係予算について資料を配付しております。

クロマグロ遊漁に関する委員会指示について概要を説明します。令和3年3月に発出された委員会指示により、6月から遊漁者によるクロマグロの採捕が規制されております。内容は、30kg未満の小型魚の採捕禁止、30kg以上の大型魚は採捕した場合は水産庁に報告をするというものですが、有効期間が令和4年5月末までとなっていることから、後継措置として令和4年6月からの委員会指示について、協議が行われました。

変更点は、2(2)大型魚の採捕の制限「1人1日あたり1尾を超えて大型魚を保持してはならない。大型魚を保持した者が別の大型魚を採捕した場合は、直ちに海中に放流しなければならない」これは、1人1日1尾に限り、持ち帰ることができ、その後採捕された場合は、放流しなければならないということです。さらに、遊漁者が大型魚を採捕した場合、従来の報告事項に加え、遊漁船の情報も報告することとなりました。また、時期別に採捕数量の上限を定め、この数量を超えるおそれがある場合は、採捕を禁止することになります。

委員会には、参考人として、昨年の7月の委員会と同様に遊漁団体を招聘し、各団体の代表が意見を述べました。1日1尾の持ち帰り、キャッチアンドリリースが認められたことは喜ばしいことであるという一方、特に観光面での経済効果が大きい遊漁の制限は、ビジネスチャンスを逃すことになるといった意見がありました。マグロの説明は以上です。

- (2) 九州・山口北西海域のトラフグ、(3) 有明海ガザミに関する委員会指示についての協議ですが、前年に引き続き、採捕期間や操業隻数等を制限する同様の内容で指示期間が更新されました。(4) は、国が行う対馬海峡地区の漁場整備事業の事業費及び事業期間の変更に係る意見聴取であり、異議なく承認されました。
- (5) その他として、国の令和4年度資源管理関係予算について、内容の説明はしませんが、配付資料をご覧いただければと思います。説明は以上です。

○議長

ただいまの説明について、ご質問等ありましたらお願いします。

○委員

(発言なし)

○議長

組織化されていない遊漁者には、どういう手段で周知するのですか。

○事務局(保坂)

国からのチラシやポスター等を遊漁船業者へ送付し周知するとともに、マリーナや漁港にも掲示してもらう予定です。また、県HPへの掲載や、一般の遊漁者から問い合わせがあった際にこの内容をお伝えします。

○議長

どこに、どんな方法で報告したらいいのですか。

○事務局(保坂)

報告方法については、本日の配付資料7ページに記載されております。水産庁の報告サイト、アプリ、メール、FAX等による方法があります。

○議長

他にご意見・ご質問はありますか。

○委員

(「ありません。」の声あり)

○議長

それでは、次に進みます。

議題5:令和3年秋田海区漁業調整委員会指示第4号(たも網等による沿岸ハタハタの採 捕制限)にかかる巡回指導結果について(報告)

○議長

議題5について、事務局から説明をお願いします。

○事務局(目黒)

ハタハタの委員会指示については、昨年10月27日に開催された委員会の諮問・答申を経て、11月5日付けで公報に登載しております。取締員の巡回においては、沿岸部で常に仕事をしている漁業者からの違反にかかる情報提供が重要であります。また、委員会指示は、遊漁者だけでなく漁業者も対象としており、過去には、漁業者であればどのような方法でもハタハタを獲ることができると誤って認識している者がいたことから、ハタハタ接岸前の11月20日前後に、秋田県漁協の4支所で違反にかかる情報提供依頼を兼ねてハタハタ採捕にかかる規制の説明会を実施しました。

昨期の報告でもお話していますが、令和元年漁期までは、取締巡回をしつつ、遊漁者数のカウントや釣獲量の遊漁実態調査を実施していましたが、令和2年漁期からは、違反行為に対する指導取締活動に重点を置き、違反行為の発生頻度が高い県北部地区及び夜間を中心に巡回しています。今期は、11月28日~1月13日までのうちの30日間に行い、のべ128人の取締員を動員し、現認した全県の遊漁者数は2,246人でした。

カゴの違反は14人で、うちカゴを使用していた8人を始末書処分、カゴ使用の準備行為、又は所持していた6人を口頭注意処分としております。カゴを使用していた8人は、全て一般人で初犯であり、県内在住者のほか、岩手県から来た者もいました。また、この他に、から釣り1人を口頭注意、さらに、現場に放置された所有者不明のカゴ47個を回収しております。これらは全て八峰町の沿岸で発生しており、今期は、男鹿半島周辺や県南部では違反者は確認しておりません。

ご存じのとおり、今期の沿岸ハタハタの漁獲量は昨期の半分近くで、不漁であったことから、これと連動して、昨期より違反者が少なくなったと思われますが、依然、違反者は後を絶たない状況です。ハタハタ資源が低水準であることからも、来年度以降も、今期と同様、取締に重点を置いた巡回を行うこととしております。報告は以上です。

○議長

ただいまの説明についてご意見・ご質問はございますか。

○委員

(発言なし)

○議長

今年から委員会指示の期間が3年になりましたが、それによって何か問題はありませんでしたか。

○事務局(斎藤)

特に問題は発生しておりません。

○議長

他にご意見・ご質問はありますか。

○委員

(「ありません。」の声あり)

○議長

それでは、次に進みます。

議題6:その他

- ① 新秋田元気創造プラン(案)と令和4年度水産関係事業について
- ○議長

議題6について、事務局から説明をお願いします。

○大山事務局長

まずは、新秋田元気創造プランについてご説明します。新秋田元気創造プランは、令和4年度から令和7年度までの4年間における県政の運営指針でございます。今回の議会で議員に最終案の意見を徴収し、問題なかったことから、4月には策定となる予定でございます。今回はその中から水産の部分を抜粋してご紹介したいと思います。

目指す姿3水産業の持続的な発展ということで、本県水産業の現状としては、漁業者の減少が著しく、生産額はR4年で26億円ですが、R7年では27億円、10年後には28億円を目指し増額させたいと考えております。そのための施策の切り口として、4つの方向から考えております。一つ目が人材、二つ目が資源、三つ目が養殖や魚価向上等の漁業生産の発展、四つ目がそれらの漁業を行うための漁港・漁場整備でございます。

施策の方向性①次代を担う人材の確保・育成については、高校生等を対象とした漁業 就業の啓発活動、これまでも行っている漁業体験や実際の就業に向けた研修の継続等が あります。また、中核的漁業者の経営力の強化として、ICT等の新技術により海況情 報を収集し、それをうまく活用して効率的な操業ができるような実証試験を行います。

施策の方向性②つくり育てる漁業の推進では、資源の下支えとなるよう、キジハタやアワビ、トラフグ等の収益性の高い魚種の種苗生産を希望する声があり、現在行っておりますが、飼育期間を長くして大型の種苗を生産し、養殖につなげるというようなことも行っていきたいと考えております。また、ハタハタの適切な資源管理ということで打ち上げられたブリコを集めてふ化してかえす取組、底びき網の目合拡大による小型魚保護の取組を継続してまいりたいと思います。

施策の方向性③漁業生産の安定化と水産物のブランド化について、近年は、海水温の上昇や時化により漁業生産が安定しない中で、空いている漁港等の静穏域を活用した養殖を進めていく必要があると考えており、岩館のサーモン養殖をはじめとする取組に支援していきたいと考えております。そのほか、五里合で実施しているクルマエビ養殖、椿漁港で実施しているブリやサクラマスの蓄養等の技術開発にも取り組む予定です。また、販売力の強化ということで、特に最近有名なのがオンライン販売です。令和3年度4月時点では県内で取り組んでいる者は10人程度でしたが、現在は20人以上に広がっております。オンライン販売のメリットは、小ロットでも高い値段で売れることで、これを更に広げるため、引き続き様々な方法で支援していきたいと考えております。

施策の方向性④漁港・漁場の整備について、これは特に漁港施設が老朽化しておりますので長寿命化対策を中心に適切な機能を維持するように行っているという計画でございます。

成果指標といたしまして、2025年までの4つの目標値を設定しました。新規漁業就業者は、毎年10名ずつ確保していくことを目標とします。つくり育てる漁業対象種生産額は2020年で約4億5,000万円ですが、2025年には約5億4,000万円まで高めたいと考えております。蓄養殖等に取り組む漁業経営体数については、蓄養殖等の中にオンライン販売も含まれているため人数が多くなっておりますが、2025年までに90経営体を目指したいと考えおります。安全けい船の充足率については、整備済みの岸壁の割合を高めるという計画で現在進めております。

次に、令和4年度当初予算の概要(水産漁港課)と書いてあります当日配付資料をご覧ください。目指す姿・施策の視点について、先ほど新秋田元気創造プランと同様の切り口とし、人材、資源、生産・販売、基盤の4つとしております。それぞれ具体的にご説明します。

次代を担う人材の確保・育成ということで、主な取り組みとしましては、秋田漁業人 材育成総合対策事業で3,800万円の予算となっており、秋田漁業スクールの管理運営のほ か、体験型研修については、今年は男鹿において2週間続けて実施しましたが、来年度は土日開催で月4日×3か月とし、サラリーマン等も受けやすい形にして間口を広げてやっていく予定でございます。また、独立型として、ベテラン漁業者から様々な漁法を学ぶもの、雇用型として底びき網に乗り込んで研修を行うものも引き続きやっていく予定です。中核的漁業者について、これは当初予算ではなく、今年12月の予算ですが、漁獲情報のデジタル化支援ということでタブレットや漁船に水温計や潮流計等を取り付け、漁海況情報を収集し、その情報が水産振興センターに集積されるようになっております。現在は底びき網で実施していますが、12月からは定置網や研修でも使っていただくというような形で5台ほど用意してあります。

つくり育てる漁業の推進について、トラフグやキジハタ、サクラマス等今後の海況の変化についていけるような魚種を中心に、戦略的に種苗生産を行っていくというような内容でございます。このほか、ハタハタの資源保護として小型魚を逃がすための網目拡大や、打ち上げられたブリコを活用したふ化放流、また内水面漁業については、内水面漁業振興計画の策定、カワウやブラウントラウトの駆除の実施等です。

漁業生産の安定化と水産物のブランド化について、椿漁港のブリ、カワハギやサクラマスの蓄養、岩館のサーモン、男鹿のイワガキ、五里合のクルマエビ等様々な魚種がありますが、漁業者の希望を後押しするため、3分の2という高い補助率にしておりますので、ぜひ取り組んでいただきたいと考えております。漁師直売としては、まずはオンライン販売が一つの切り口になるかと思います。また、オガーレで漁業者自らが値段をつけパック詰めして持ち込むという取組が非常に好調ですので、その他の漁業者にも自分で値段をつけて高く売るということに取り組んでいただきたいです。これは月に1~2回だとか「市」というような形で直売を行うことが取り組みのスタートになるかと思いますが、本県に適した直売の形というものを模索しモデル化してきたいと考えております。さらに、地魚認知度向上等消費拡大として、今年もスーパーと連携し、タイやサケ、タラ等のレシピを配布しており、これを継続することで秋田の地魚が一定期間しっかりスーパーに並ぶことになりますので、今後も続けていきたいと考えております。

漁港・漁場の整備については、魚礁の整備、海底耕耘、各漁港の老朽化対策等の取組を進めるといった内容になっております。以上が令和4年度の当初予算の主なものでございます。その他、漁業の取締の予算や経常予算がございますが、そうしたものと併せてしっかりやっていきたいと思います。

○議長

県の来年度の施策等について説明がありました。ご意見・ご質問はありませんか。

○委員

(「ありません。」の声あり)

○議長

それでは次に進みます。

② 秋田県沖洋上風力発電設置にかかる経過状況等について

○議長

議題6②について、事務局から説明をお願いします。

○事務局(斎藤)

洋上風力発電関係について報告します。前回の報告から大きな動きはありませんので、 資料はございません。口頭で説明いたします。

初めに、第1ラウンドの、「能代市、三種町及び男鹿市沖」との「由利本荘市沖」についてです。前回の委員会で、両海域の事業者である三菱商事グループが1月31日に県・市町村・漁協等への説明会を秋田市で開催した旨を報告しましたが、その後、事業者が各地区に出向き、説明会を開催しています。説明会の対象者は、各地区の漁協役員とのことで、今後は漁業者へ広めた説明会を開催する計画と聞いています。また、今のところ、参加者からは、漁業共生策よりも、漁業影響調査に関する要望意見が多いとの情報でした。

次に第2ラウンドの「八峰町及び能代市沖」です。まだ公募期間中ですが、3月10日に、協議会構成員による参入予定事業者向けの説明会を秋田市で開催しております。これは、事業者が協議会構成員等の意見を的確に把握する機会を設けるため行われたもので、協議会のとりまとめについて詳細に説明されました。業者名等は伏せられており、どのような事業者が参加したか、参加事業者数は把握しておりません。

最後の3ラウンドの「男鹿市、潟上市及び秋田市沖」ですが、これについては、特段 新たな動きはありません。報告は以上です。

○議長

ただいまの説明について、ご質問はございませんか。

○委員

(発言なし)

○議長

よろしければ次に移ります。

③ その他

○議長

議題6③「その他」ですが、委員の皆様から何かございますか。

○伊藤委員

令和4年度のくろまぐろの漁獲枠はどうなっているのですか。

○事務局(保坂)

前回の委員会で諮問したとおりです。地区配分については現在調整中です。

○議長

事務局からは何かありますか。

○事務局(斎藤)

ございません。

8 その他

○議長

議事は全て終了いたしました。その他、委員の皆様から何かございますか。

○委員

(発言なし)

○議長

事務局からは何かありますか。

○大山事務局長

(事務局の人事異動について説明)

9 閉会

○議長

それでは、これで第22期第7回秋田海区漁業調整委員会を終了します。

終了